

教保体第1号
令和7年4月1日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止について（通知）

日頃、児童生徒の教育活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

また、体育的活動時における事故防止については、格別の御配意をいただきありがとうございます。

年度始めに当たり、体育的活動時における事故防止について、活動計画や安全対策等を見直すとともに、別紙の事項に留意の上、施設・設備等の安全点検を実施し、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すよう御配慮願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に御周知くださるよう重ねてお願いいたします。

埼玉県の目指す体育・保健体育授業
めあてをもって進んで運動
仲間と学ぶ 喜びあふれる体育・保健体育授業
県の体力向上に向けた合い言葉
「コツコツときたえた体は たからもの」

担当：県立学校部保健体育課
学校体育担当
TEL 048-830-6947
Email a6960-04@pref.saitama.lg.jp

体育的活動時における事故防止について

埼玉県教育委員会

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。また、施設設備の不備や危険箇所があった場合は危険箇所の明示や修繕など、適切な措置を講じ、安全が確保されるまでは使用を中止すること。

2 気象条件に留意した計画と指導

近年、夏季に限らず、高温多湿の環境下での体育的活動時に「熱中症」が発生していることから、令和6年6月20日付け教保体第568号「県立学校版「熱中症対策ガイドライン」の送付について（通知）」を確認の上、運動会等の体育的行事も含め、実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てる際には、熱中症警戒アラート等の発表時や、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の予報が出された場合の対応（活動の中止、延期、見直し）も検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。

また、指導に当たっては、暑さ指数（WBGT）が31℃以上となった場合には、原則として活動を中止とすること。暑さ指数（WBGT）が31℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じるとともに、早期の発見、適切な処置に努めること。

特に、活動場所で暑さ指数（WBGT）計を使用して暑さ指数（WBGT）を計測するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。

3 危険発生の予測と安全確保の徹底

平成28年10月3日付け教保体第1297号「積極的な気象情報の入手と活用について（通知）」を活用し、体育的活動の前だけでなく、活動中の気象の変化に対応できるようにしておくこと。

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象条件に十分留意して、運動の内容や方法を決めること。屋外での活動中、遠くに雷鳴が聞こえるなど、落雷や強風・竜巻等の予兆や情報があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止（計画の変更や中断・中止の規準、及びそれを判断する責任者を決めておくこと）し、明らかに危険性がなくなるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、活動前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、常に健康状態を把握すること。また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践または休養等の行動をとることができるよう指導を行うこと。

5 健康相談や健康診断結果の活用

マラソン大会や強歩大会等の学校行事を実施する場合は、平成31年2月21日付け教保

体第1675号「持久走・強歩大会等の事故防止について（通知）」を確認の上、健康診断結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細かな健康管理に努めること。

6 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。

また、教職員・児童生徒を対象に、実践的な救急法講習会等を実施し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう努めること。

7 水泳指導時における事故防止の徹底

令和6年5月1日付け教保体第268号「水泳等の事故防止について（通知）」、令和6年3月15日付け教保体第1682号『「学校プールの安全管理指針」の一部改訂について（通知）」等を確認の上、プールの安全点検を徹底し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すこと。体育・保健体育の授業におけるスタート時の水泳指導については、学習指導要領に即して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

また、水泳指導については、必ず複数の教員で行い、監視や指導の役割をはっきりさせること。

なお、部活動においても、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

8 運動会・体育祭等における事故防止の徹底

令和5年4月17日付け教保体第124号「運動会・体育祭等の体育的行事における事故防止について（通知）」を確認の上、安全確保を最優先した指導計画の作成及び十分な練習時間を確保すること。また、騎馬戦、棒倒し、ムカデ競走等の種目については、児童生徒の発達の段階及び実態に即した内容の選定を行うこと。

特に、組体操の実施に当たっては、令和元年7月12日付け教保体第720号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止（通知）」を確認の上、「俵積み等の平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界と考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等について掲載している「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考にすること。

また、危険性が低いとみられる種目であっても、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

9 学校周辺道路等を利用する際の安全確保の徹底

学校周回道路等を利用してランニング等を行う際には、交通安全はもとより、近隣の方々への配慮や通行中の方々への安全にも十分留意すること。安全の確保や配慮することが困難な場合は、活動場所等を見直すこと。

また、学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出での「打つ」「投げる」「蹴

る」等の練習を禁止とすること。

10 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

- ・ 各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。
- ・ 救急体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底すること。
- ・ AEDの設置場所を表示し、外部の方にも分かるようにすること。併せて校外活動においては、活動場所の広さや範囲に応じて、AEDを複数配置すること。
- ・ AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- ・ 定期的にAEDのバッテリー、消耗品（パッド等）の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- ・ 心肺停止が疑われる状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従い使用すること。
- ・ 特に首から上の負傷については、外傷がなくても、救急搬送を基本として迅速に対応すること。
- ・ 事故発生時には、初期対応を適切かつ迅速に行うとともに、時系列に沿って状況や対応内容を正確に把握し記録を残すこと。また、事故の状況に応じて、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、教育委員会の指示により「基本調査」を実施し保護者に説明を行うこと。

11 日々における指導者の資質向上と、通知・通達の確認

県教育委員会等で実施する研修会や校内研修への参加を積極的に働き掛け、外部指導者を含めた運動部活動指導者としての資質向上に努めること。特に、危険が伴うような運動種目の部活動については、県立学校関係通知・通達集（平成30年度版）等を参照の上、事故防止について指導の徹底を図ること。

また、生徒への人権を軽視した発言や体罰・ハラスメントを含む不適切な指導は絶対に行わないこと。

12 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の徹底

別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を全ての職員の目に触れるところに掲示する等、一層の安全指導の徹底を図ること。

【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/111413/shinhoushin.pdf>



- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/enzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/default.aspx

※「体育的行事における事故防止事例集」

（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）

https://www.jpnsport.go.jp/enzen/Portals/0/enzen/anzen_school/28jireisyu.pdf



・文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

・文部科学省「学校における安全点検要領」
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

【AED（自動体外式除細動器）貸出】

・県教育局保健体育課：県立学校対象（健康教育・学校安全担当：048-830-6964）



体育授業・運動部活動における事故防止の5則について

埼玉県教育委員会

1 児童生徒の実態に即した指導計画の作成

- ・ 学校の教育目標や部活動の運営方針に即した年間指導計画や日々の活動計画を作成すること。その際、児童生徒の体力や技能、気象条件等の実態に即した計画を作成すること。また、運動部活動においては、生徒や保護者に練習日と休養日を明示すること。

2 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

- ・ 「定期の安全点検」、「臨時の安全点検」、「日常の安全点検」を実施し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

3 活動開始前の健康観察の実施

- ・ 活動開始前に、児童生徒の健康状態を必ず把握すること。また、児童生徒自身が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導をすること。

4 活動中や活動後の声掛けと安全確認

- ・ 活動中や活動後は、児童生徒に常に声を掛け、技能、態度及び健康状態を把握すること。また、同一場所で複数が活動している場合には、常に周囲の状況を確認し、安全確保に努めること。

5 事故発生時の迅速かつ適切な対応

- ・ 万一の事故発生時には、一人で対応することがないように、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。
- ・ 特に、頭部への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- ・ AEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。